

はじめに

点検整備について

点検整備の必要性

1)点検整備は、お車の健康診断です。
自動車は多くの部品からなり、ご使用頂いている間に各部が摩耗したり劣化していきます。
お車の性能を維持し安全・快適に末永くお使い頂くためにも、日常の保守管理と定期的な点検を行い、必要な整備を実施する事が非常に大切になります。
点検整備を怠りますとお車の故障や事故につながる可能性があります。

2)点検整備の実施は、お客さまの自己管理責任です。
お車を常に良好な状態でご使用頂くために、お客さまの責任において点検整備を確実に行うことが法で義務付けられています。
使用状況に応じた適切な点検整備および国が定める日常点検整備、定期点検整備を確実に行う必要があります。

3)点検整備結果は、車両に備え付けられているメンテナンスノートに記録してください。

目次

1. 点検整備方式の見方	2
2. 新車点検項目	3
3. 車載式故障診断装置(OBD)の診断	3
4. 自家用乗用車	
定期点検項目	4
定期交換項目	5
5. 乗用レンタカー等*	
定期点検項目	6
定期交換項目	7

*自家用貨物/特種車が含まれます

点検整備方式の見方

点検整備方式とは、法で定められた定期点検項目と日産が指定する点検整備項目、及びそれらの実施時期をまとめたものです。

自家用乗用車

点検整備項目			点検整備時期				厳しい使用方の条件 詳しくは、P2“点検整備方式 の見方”を参照ください。					
点検箇所		点検項目	日常点検	6ヶ月ごと	1年ごと	2年ごと						
原動機	本体	かかり具合及び異音	●									
		低速及び加速の状態	●									
		排気の状態			●	●						
		I7・クリーン・エレメントの状態		◇	◆	◆	◎	◎	◎			

乗用レンタカー等

点検整備項目		点検整備時期			備考		
点検箇所		点検項目		日常点検		6ヶ月ごと	1年ごと
原動機	本体	かかり具合及び異音	●※				
		低速及び加速の状態	●※			●	
		排気の状態		●		●	
		E7・クリーン・エレメントの状態		◆		◆	

日常点検項目における「※」は、自動車の走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいことを示します。

記号の見方

記号	説明	備考
●	法で定められた点検時期を示します	
◆	法で定められた距離項目を示します	自動車登録日または、前回その項目について定期点検をしたときからの走行距離が、下記に該当する場合は、省略することができます。ただし、2回連続して省略することはできません。 - 自家用乗用車:年間当たり5,000 km (2年点検の対象の場合は2年間で10,000 km)に満たない場合 - 乗用レンタカー等:6カ月当たり4,000 km (1年点検の対象の場合は年間で8,000 km)に満たない場合
○	日産が指定する点検時期を示します	
◇	日産が指定する厳しい使用方をする場合の点検時期を示します	走行距離が多い場合および下記の条件での走行が多い場合(目安:走行距離の約30%以上)に適用します。

厳しい使用方の条件

車が通常より厳しい状態で使われた場合、部品の劣化が標準的な使用方のときと比べ著しく異なる場合があります。この様な場合に定期点検とは別に、車の使用方に合わせて日産が指定する点検整備項目があります。

- A) 悪路(凹凸路、砂利道、雪道、未舗装路)
- B) 走行距離が多い(目安:20,000km以上/1年)
- C) 山道、登降坂路
- D) 短距離走行の繰り返し(8km以下/1回走行)
- E) 頻繁なエンジンの始動・停止、発進・停止の繰り返し、低速走行
- F) 長時間のアイドル運転を頻繁に行う場合

新車点検項目

点検整備項目			点検整備時期			
			自家用乗用車		乗用レンタカー等	
点検箇所		点検項目	新車 1 か月点 検	新車 6 か月点 検	新車 1 か月点 検	備考
かじ 取り 装 置	ギヤ・ボックス	取付けの緩み	○		○	
制 動 装 置	ブレーキ・ペダル	遊び及び踏み込んだ時の床板とのすき間	○	○	○	
		ブレーキの効き具合		○		
	駐車ブレーキ機構	引きしろ（踏みしろ）	○	○	○	
		ブレーキの効き具合		○		
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	○		○	
	リザーバ・タンク	液量	○	○	○	
走 行 装 置	ホイール	タイヤの空気圧	○	○	○	
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	○		○	
動 力 伝 達 装 置	トランスミッション及びトランスファ	油漏れ	○		○	
	デフ・レンジャー	油漏れ及び油量	○		○	全輪駆動車のみ
電 気 装 置	バッテリー	液量		○		12Vバッテリーのみ 密閉式は点検不要
原 動 機	本体	低速及び加速の状態	○		○	
	潤滑装置	油漏れ	○		○	
		オイルの量	○	○	○	
	燃料装置	燃料漏れ	○		○	
	冷却装置	水量	○	○	○	
		ファン・ベルトの緩み及び損傷		○		
灯火装置及び方向指示器		ヘッドランプ、ストップランプ、ウインカーランプ等の作用	○	○	○	

車載式故障診断装置(OBD)の診断

イグニッション電源をオンにして原動機を始動させたときに、下記メーター内の警告灯が点灯後、消灯することを確認してください。
消灯しない場合は、日産販売会社にご連絡ください。

警告灯の種類	表示
故障警告灯	
ブレーキ警告灯	
ABS警告灯	
エアバッグ警告灯	
エマージェンシーブレーキ警告灯	
プロパイロットシステム故障警告	⚠ 警告 システム故障 取扱説明書を見てください

自家用乗用車 定期点検項目

点検整備項目			点検整備時期				厳しい使われ方の条件 詳しくは、P2“点検整備方式の見方”を参照ください。						備考
点検箇所	点検項目	日常点検	6ヶ月ごと	1年ごと	2年ごと	A	B	C	D	E	F		
かじ取り装置	ハンドル	操作具合				●							
	ギヤ・ギアボックス	取付けの緩み			◇	◆	◎	◎	◎				
	ロッド及びブーム類	緩み、がた及び損傷				◆							
		ボール・ジョイントのグリス・ブーツの亀裂及び損傷			◇	●	◎	◎	◎				
	かじ取り車輪	ホイール・ブライント				◆							
	ブレーキ・ペダル	遊び及び踏み込んだ時の床板とのすき間				●	●						
		踏みしろ及びきき具合	●										
		ブレーキの効き具合				●	●						
	駐車ブレーキ機構	引きしろ（踏みしろ）	●			●	●						
		ブレーキの効き具合				●	●						
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態		◇	●	●	◎	◎	◎				
	リザーバ・タンク	液量	●										
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びデレスタ・キャリパ	液漏れ				●	●						
		機能、摩耗及び損傷					●						
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間				◆	◆						
		パッドの摩耗		◇	◆	◆	◆	◎	◎	◎			
		ディスクの摩耗及び損傷			◇	●	◎	◎	◎				
	走行装置	ホイール	タイヤの状態				◆	◆					
			タイヤの空気圧	●									
			タイヤの亀裂及び損傷	●									
タイヤの溝の深さ			●										
タイヤの異状な摩耗			●										
ホイール・ナット及びホイール・ギルトの緩み						◆	◆						
フロント・ホイール・ベアリングのがた							◆						
リア・ホイール・ベアリングのがた							◆						
緩衝装置	取付部及び連結部	緩み、がた及び損傷			◇	●	◎	◎	◎				
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷					●						
動力伝達装置	トランスミッション及びトランスフ	油漏れ及び油量				◆	◆					油漏れ点検にて油量点検を代用	
	ドライブ・シャフト及びドライブ・シャフト	連結部の緩み				◆	◆						
		自在継手部のグリス・ブーツの亀裂及び損傷			◇	●	◎	◎	◎				
デフレンシャル	油漏れ及び油量					◆						全輪駆動車のみ	
電気装置	点火装置	点火プラグの状態				◆	◆					白金/イリジウムプラグは点検不要	
	バッテリー	液量	●									12Vバッテリーのみ 密閉式は点検不要	
		ターミナル部の接続状態				●	●					12Vバッテリーのみ	
	電気配線	接続部の緩み及び損傷					●					高電圧ケーブルは除く	

点検整備項目			点検整備時期				厳しい使われ方の条件 詳しくは、P2「点検整備方式の見方」を参照ください。						備考
点検箇所		点検項目	日常点検	6ヶ月ごと	1年ごと	2年ごと	A	B	C	D	E	F	
原動機	本体	かかり具合及び異音	●										
		低速及び加速の状態	●										
		排気の状態			●	●							
		エア・クリーナ・エレメントの状態		◇	◆	◆	◎	◎	◎				
	潤滑装置	油漏れ			●	●							
		オイルの量	●										
	燃料装置	燃料漏れ			◇	●	◎	◎	◎				
	冷却装置	水量	●										
		ファン・ベルトの緩み及び損傷			●	●							
			水漏れ			●	●						
有害なガス・悪臭のあるガス・ の発散防止装置	プロパン・ガス還元装置	マニフールド・バルブの状態				●							
		配管の損傷				●							
	燃料蒸発ガス排出抑止装置	配管等の損傷				●							
		チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷				●							
	一酸化炭素等発散防止装置	チェック・バルブの機能				●							
		触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷				●							
		排気ガス再循環装置の機能				●							
		減速時排気ガス減少装置の機能				●							
	配管の損傷及び取付状態				●								
灯火装置及び方向指示器		点灯又は点滅具合、汚れ及び損傷	●										
警音器、窓拭器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施設装置	ウインド・ウォッシャの液量及び噴射状態	●											
	ワイパーの払拭状態	●											
エア・サステンパイプ及びマフ	取付けの緩み及び損傷			◆	◆								
	マフの機能				●								
車枠及び車体		緩み及び損傷				●							
その他		車載式故障診断装置(OBD)の診断の結果			●	●							
運行において異状が認められた箇所		当該箇所に異状がないこと	●										

自家用乗用車 定期交換項目

定期交換部品項目	交換時期		厳しい使われ方の条件 詳しくは、P2“点検整備方式の見方”を 参照ください。						備考
	年ごと交換	走行キロ交換							
	単位：年	単位：千km	A	B	C	D	E	F	
ブレーキ液	2[3]								
デファレンシャルオイル		「60」	◎		◎				
点火プラグ		100							白金/イリジウムプラグのみ
エアクリーナエレメント		60「30」	◎		◎				
エンジンオイル	1「0.5」	15「7.5」	◎		◎	◎	◎	◎	
オイルフィルタ	1「0.5」	15「7.5」	◎		◎	◎	◎	◎	
原動機の冷却水	4[7]	80[160]							スーパーロングライフクーラント

定期交換ページの見方

- 「走行キロごとの整備(千km)」と「交換時期(年)」を併記しているフィルタ、油脂類は、そのどちらか早い方で交換します。
 - 「」は厳しい使われ方をする場合の交換時期を示します。
 - []は1回目の交換時期を示します。
- ※日産指定の油脂類は、取扱ガイド/取扱説明書の「サービスデータ」をご覧ください。

乗用レンタカー等 定期点検項目

点検整備項目			点検整備時期			備考
点検箇所		点検項目	日常点検	6ヶ月ごと	1年ごと	
かじ取り装置	ハンドル	操作具合			●	
	ギヤボックス	取付けの緩み			●	
	ロッド 及びアーム類	緩み、がた及び損傷			●	
		ボールジョイントのグリスブーツの亀裂及び損傷			●	
	ナックル	連結部のがた			●	
	かじ取り車輪	ホイールアライメント			●	
制動装置	ブレーキペダル	遊び及び踏み込んだ時の床板とのすき間		●	●	
		踏みしろ及びきき具合	●			
		ブレーキの効き具合		●	●	
	駐車ブレーキ機構	引きしろ（踏みしろ）	●	●	●	
		ブレーキの効き具合		●	●	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態		●	●	
	リザーバ・タンク	液量	●		●	
	マスターシリンダ、ホイールシリンダ及びディスタ・キャリパ	機能、摩耗及び損傷			●	
	倍力装置	機能			●	
	ブレーキディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間			●	
パッドの摩耗				●		
ディスクの摩耗及び損傷				●		
走行装置	ホイール	タイヤの状態			◆	
		タイヤの空気圧	●			
		タイヤの亀裂及び損傷	●			
		タイヤの溝の深さ	●※			
		タイヤの異状な摩耗	●			
		ホイールナット及びホイールボルトの緩み		●	●	
		フロントホイールベアリングのがた			●	
		リヤホイールベアリングのがた			●	
緩衝装置	コイルスプリション	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷			●	
	ショックアブソーバ	油漏れ及び損傷			●	
動力伝達装置	トランスミッション及びトランスフ	油漏れ及び油量		◆	◆	油漏れ点検にて油量点検を代用
	プロペラシャフト及びドライブシャフト	連結部の緩み		◆	◆	
		自在継手部のグリスブーツの亀裂及び損傷			●	
		継手部のがた			●	
		センタベアリングのがた			●	
デフレンジャー	油漏れ及び油量		◆	◆	全輪駆動車のみ	

点検整備項目			点検整備時期			備考	
点検箇所		点検項目	日常点検	6ヶ月ごと	1年ごと		
電気装置	点火装置	点火プラグの状態		◆	◆	白金/イリジウムプラグは点検不要	
	バッテリー	液量	●※			12Vバッテリーのみ 密閉式は点検不要	
		ターミナル部の接続状態			●	12Vバッテリーのみ	
	電気配線	接続部の緩み及び損傷			●	高電圧ハネは除く	
原動機	本体	かかり具合及び異音	●※				
		低速及び加速の状態	●※		●		
		排気の状態		●	●		
		エアクリ・エレメントの状態		◆	◆		
	潤滑装置	油漏れ		●	●		
		オイルの量	●※				
	燃料装置	燃料漏れ			●		
		冷却装置	水量	●※			
			ファンベルトの緩み及び損傷	●※	●	●	
			水漏れ			●	
ばい煙・悪臭のあるガス・有害なガス等の発散防止装置	プロペイガス還元装置	ターニングバルブの状態			●		
		配管の損傷			●		
	燃料蒸発ガス排出抑止装置	配管等の損傷			●		
		チャコールキャニスタの詰まり及び損傷			●		
		チェックバルブの機能			●		
	一酸化炭素等発散防止装置	触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷			●		
		排気ガス再循環装置の機能			●		
		減速時排気ガス減少装置の機能			●		
配管の損傷及び取付状態				●			
灯火装置及び方向指示器		点灯又は点滅具合、汚れ及び損傷	●				
警告器、窓拭器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		作用			●		
		ウインド・ウォッシャの液量及び噴射状態	●※				
		ワイパーの払拭状態	●※				
イグニッションスイッチ及びマフ		取付けの緩み及び損傷			◆		
		マフの機能			●		
車枠及び車体		緩み及び損傷			●		
座席		座席ベルトの状態			●		
その他		シャシ各部の給油脂状態		●	●		
		車載式故障診断装置(OBD)の診断の結果			●		
運行において異状が認められた箇所		当該箇所に異状がないこと	●				

乗用レンタカー等 定期交換項目

定期交換部品項目	交換時期		厳しい使用方の条件 詳しくは、P2“点検整備方式の見方”を参照ください。						備考
	年ごと交換	走行キロ交換							
	単位：年	単位：千km	A	B	C	D	E	F	
ブレーキホース	4								
ブレーキ液	2								
マスターシリンダーのカップ、ダストシール	4								マスターシリンダ非分解タイプは、シリンダボディ交換
	2								パトカー、教習車 マスターシリンダ非分解タイプは、シリンダボディ交換
ディスクキャリパのシール、ダストシール	4								
	2								パトカー、教習車
デファレンシャルオイル	2	100							パトカー、レンタカー、バン&1BOX営業車
点火プラグ		100							白金/イリジウムプラグのみ
エアクリーナエレメント		60							
エンジンオイル	1「0.5」	15「7.5」	◎		◎	◎	◎	◎	
オイルフィルタ	1「0.5」	15「7.5」	◎		◎	◎	◎	◎	
原動機の冷却水	3[5]	80[160]							スーパーロングライフクーラント

定期交換ページの見方

- ・ 「走行キロごとの整備(千km)」と「交換時期(年)」を併記しているフィルタ、油脂類は、そのどちらか早い方で交換します。
- ・ 「」は厳しい使用方をする場合の交換時期を示します。
- ・ []は1回目の交換時期を示します。

※日産指定の油脂類は、取扱ガイド/取扱説明書の「サービスデータ」をご覧ください。